

橋本市建設工事等入札参加資格停止業者一覧表

措置日	業者名	所在地	入札参加資格停止期間	入札参加資格停止理由	備考
令和7年2月27日	パナソニックEWエンジニアリング(株)	大阪府大阪市	令和7年2月27日 ～令和7年5月26日	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	
令和7年2月27日	(株)KANSOテクノス	大阪府大阪市	令和7年2月27日 ～令和7年5月26日	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	
令和7年2月27日	(株)かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市	令和7年2月27日 ～令和7年5月26日	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	

○ 一覧表に掲載する入札参加資格停止の措置は本市が定める「橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準」に基づき行うものです。